



No.661
3 分間
税ミナール
令和 8 年 5 月 11 日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

国税庁 源泉所得税の改正のあらましを公表

国税庁は、令和8年度税制改正を踏まえた「源泉所得税の改正のあらまし」を公表しました。この資料は、令和8年4月1日現在の法令等に基づき作成されており、源泉徴収事務に関する主な改正点を整理したものです。

今回の改正では、合計所得金額に応じた所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、ならびに扶養親族等の所得要件の見直しが行われました。これらの改正は、原則として令和8年分以後の所得税から適用されますが、令和8年11月までの給与等に係る源泉徴収事務については、従来どおりの取扱いとなります。

基礎控除については、合計所得金額に応じて控除額が引き上げられました。特に、低所得層から中所得層にかけて控除額が拡充されており、合計所得金額2,350万円以下の区分が基礎控除額改正の対象とされています。これに伴い、令和9年分以後の源泉徴収税額表について所要の改正が行われています。

また、給与所得控除については、最低保障額が従来の65万円から74万円に引き上げられました。この改正は、令和8年分および令和9年分に適用され、給与収入が一定額以下の場合の控除額が拡大されます。あわせて、所得税法で定める令和8年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

さらに、基礎控除および給与所得控除の見直しに伴い、扶養控除や配偶者控除、配偶者特別控除の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。給与収入のみの場合の収入基準も変更されており、扶養控除や配偶者控除の適用判断に影響する内容となっています。

令和8年分の給与等の源泉徴収事務においては、令和8年11月までの源泉徴収事務は従来の税額表に基づいて行い、12月に行う年末調整において、改正後の基礎控除額や給与所得控除額を用いて年間税額の精算を行うこととされています。また、扶養親族等の所得要件の改正は、令和8年12月1日以後に支払う給与等から適用されますが、この改正により新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等の提出が必要になります。

*詳細は以下の資料をご覧ください

「源泉所得税の改正のあらまし 令和8年4月」(国税庁) 令和8年4月20日

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/2026kaisei.pdf>

